

15 入所施設

15-1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則要介護3以上の常に介護が必要な高齢者が生活の場として入所する施設です（ただし要介護1・2の人で、やむを得ない事情により在宅生活が困難と判断された場合は、特例的に入所申込ができます）。入所者には、施設サービス計画に基づいた入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の介助、機能訓練、健康管理などを行います。入所につきましては、申込順ではなく別記の基準により、必要性の高い人が優先されます。

※市内には、特別養護老人ホームが38施設あります（110～111ページをご覧ください）。

●船橋市指定介護老人福祉施設入所者選定基準

(1) 介護に係る労力の程度

区分	要介護状態区分	点数
A	要介護5	50
B	要介護4	40
C	要介護3	30
D	要介護2	20
E	要介護1	10

(2) 認知症の状況

区分	認知症の状況	点数
①	認知症 II b以上	10
②	認知症 I～II a以下	5
③	認知症 なし	0

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による。

(3) 在宅介護の困難性

区分	世帯の状況	点数
①	単身世帯	40
②	④のうち要介護者以外が後期高齢者（75歳以上）のみの世帯	30
③	主たる介護者が病弱等の場合	30
④	要介護者以外が高齢者（65歳以上）のみの世帯	20
⑤	複数の高齢者等を介護する世帯	15
⑥	主たる介護者が生計中心者として稼働している	15
⑦	上記のいずれにも該当しない世帯	0

※要件が重複する場合は点数の高いほうを基準とし、10点を加算する。加算は10点まで。

(4) その他特殊な事情

- i. 主たる介護者の病名が癌や難病などの場合、10点加算とする。
- ii. その他特殊な事情がある場合、その都度個別に審査し加算点を決めることとする。

※合計点の高い者から優先することとし、同点の場合は年齢の高い者から優先とする。

※原則4月と10月に入所待機者の順位を見直します。選定基準により算出した点数の高い人から順位をつけ、入所待機者の名簿を作成します。名簿の有効期間は6カ月です。また、4月と10月以外の月にも随時申請を受け付け、点数に応じて、名簿に加えていきます。

【選定基準による計算例】

Aさん宅は、夫婦二人の世帯で妻は病弱。ともに80歳、夫は要介護4で認知症はII bである。

計算方法

(1) 介護に係る労力の程度	区分B	40点
(2) 認知症の状況	区分①	10点
(3) 在宅介護の困難性	区分②	30点
在宅介護の困難性加算	区分③	10点
	合計	90点

この合計点が、介護老人福祉施設への入所を希望する人の点数となります。

●お問い合わせ 直接、各施設へ

15-2 軽費老人ホーム（旧ケアハウス・軽費老人ホームA型）

●軽費老人ホーム（旧ケアハウス）
利用者の条件

1. 60歳以上の人
2. 身体機能の低下が認められ、または高齢などのため、独立して生活するのに不安が認められる人であり、家族による援助を受けることが困難な人
3. 毎月の費用負担ができる人

●軽費老人ホームA型
利用者の条件

1. 60歳以上の人で、寝たきりでない人
2. 親族などがいない人、または家庭の事情などにより家族と同居できない人
3. 毎月の費用負担ができる人
4. 身元確実な保証人のある人

※市内には軽費老人ホームが8施設あります（113ページをご覧ください）。

●お問い合わせ 直接、各施設へ

15-3 養護老人ホーム

65歳以上の人で、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅での生活が困難な人のための施設です。入所に際しては、下記の要件を満たしていることが条件となります。

1. 経済的に困窮している状態（生活保護を受けている人、市民税の所得割を課されていない人等）
2. 家族や住居の状況など、現在の生活環境では在宅での生活が困難な状態

●お問い合わせ 高齢者福祉課 施設管理係 ☎047-436-3353

介護相談員派遣事業

介護相談員が市内の特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設等を訪問し、施設利用者およびその家族から施設サービスに関する相談や要望・苦情などをお聞きし、必要に応じて施設へ橋渡しします。

●活動日時 各施設月1回活動しています。市ホームページをご覧ください。高齢者福祉課までお問い合わせください。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 施設管理係 ☎047-436-3353

